

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター
評議員及び役員の報酬及び旅費支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター（以下「センター」という。）の評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員には、1日当たり10,000円の報酬を支給する。但し、常勤の地方公共団体職員及びセンター職員が評議員を兼ねるときは支給しない。

2 前項の報酬は、評議員がその職務に従事した際、支給する。

3 前項及び第1項但し書きの規定は、第4条第1項及び第2項において準用する。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬は、無報酬とする。

(非常勤の役員の報酬)

第4条 非常勤の役員（理事長を除く。）には、1日当たり7,000円の報酬を支給する。

2 非常勤の理事長には、1日当たり10,000円の報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員がその職務に従事するため旅行したときは、その費用を弁償する。費用の計算及び支給の方法は、一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター旅費規程の例による。

附 則

この規程は、平成元年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年11月18日から施行し、改訂後の第5条の規定は平成5年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(第4条を改正し、県職員の例によっていたものを、財団独自の規定を適用するよう改正)

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（第3条本文一部改正、第3項及び第4項を追加）

この規程は、平成19年6月27日から施行する。

附 則（評議員報酬新設、理事長年報酬廃止、一般財団法人移行に伴う関連部分改正）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。